

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 26 年里庄町条例第 14 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 26 年 5 月 26 日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第2号

専決処分書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年里庄町条例第14号）を制定することについて、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

里庄町長 大内 恒章



理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。この条例は平成26年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和 35 年里庄町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 項ただし書中「140,000 円」を「160,000 円」に改め、同条第 4 項ただし書中「120,000 円」を「140,000 円」に改める。

第 20 条第 1 項中「第 24 条の 37 第 1 項」を「第 24 条の 36」に改める。

第 25 条第 1 項中「140,000 円」を「160,000 円」に、「120,000 円」を「140,000 円」に改め、同条第 2 号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第 3 号中「350,000 円」を「450,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。